

〈明治乳業不当労働行為・差別事件〉

証人尋問に向け「会社資料の開示」に積極的な指揮を！

2月12日、明治乳業全国事件（9事業所32名）の第10回調査が行われ、第一回証人審問期日（6月5日、申立人ら主尋問）が確定する等、幾つかの解明すべき課題を含みながらも、積極的な審査指揮により大きく前進ができました。第一の問題は、会社に



「人事考課成績、職分、号級、基本給額」の開示を求める事です。不当労働行為の判断の要は「格差」の存在であり、労働委員会が正確・迅速に審理・判断するためにも、正確な資料開示を会社に求めるの

は当然のことです。会社は、「主張の必要に応じて出す」等と否定的なようですが、事件の全体像を鮮明にする為にも、労働委員会の積極的な指揮が必要です。第二は、審査対象期間の問題です。公益委員は、「平成3、4、5年度」とする会社主張を退け、救済申立期間と同じ「5年間を基本にして・・・」と提起します。しかし、この種事件の先例・判例でも明白なように、救済期間と審査対象期間は異なって当然です。救済年度における「格差の存在」が明確になれば、その原因と背景事情について、必要年数を遡及して注意深く審査し、不当労働行為意思が判断されるならば、累積した格差を将来に向かって一挙是正するのが定着している手法だと考えます。さらに、「事件の併合問題」も含め、企業の陰湿、狡猾な不当労働行為を見逃さない、迅速な審理と正確な判断を行う積極的な審査指揮が求められます。

亡くなった申立人の遺志を継ぐ、絶対に負けられない闘い！

根室工場で様々な差別・人権侵害を受け、一人で申立人に加わっていた間宮英勝さんが、今年2月7日にご逝去なされました。闘病生活の中でも「明治乳業の仕打ちは許せない・・・」と言い続け、1月に労働委員会提出の陳述書を病床で書き上げ、「桜の時期には労働委員会に行きたい」と言っていた間宮さんです。市川工場事件が今年で24年目と長期化する中で、すでに7名（市川事件4名、全国事件

3名）の仲間が、会社から「無能者・ならず者」のレッテルを貼られたまま、志半ばで亡くなっているのです。私達は、この仲間達の無念の思いも背負い、「人生をこのままでは終えられない」の決意で頑張っています。企業の差別・不当労働行為の「やり得」を絶対に許さない、労働委員会存立の原点を踏まえた、正確・迅速な審査指揮を強く求めます。

明治乳業争議支援共闘会議

連絡先 江東区労連：03-5606-5285 明治乳業争議団：047-332-5698

ホームページ <http://meinyu-sougi.web.infoseek.co.jp>

[明治乳業争議](#) -> [検索](#)

労働委員会は労働者の権利擁護に全力を傾けて、争議解決に向けた働きを！

東京争議団共闘会議 〒107-0005 豊島区南大塚2-33-10 東京労働会館503内

TEL&FAX 03-5395-3245 <http://www.tokyo-s.org>

mail@tokyo-s.org

2008年2月19日